

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学(以下「本学」という。)の学生が主体的に行う課外活動のうち、追大WILプログラム認定の課外活動(以下「WIL課外活動」という。)を奨励するために、経済的な支援をすることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨励金を「追大WILプログラム奨励金」(以下「WIL奨励金」という。)という。

(対象)

第3条 WIL奨励金の対象となるWIL課外活動は、次の各号の要件すべてを充足するものとする。

- (1) 5人以上の学生有志が行う活動であること。
 - (2) 学生の主体的な活動を支援すると共に、奨励金管理に対する責任を有する教職員が指導者となること。
 - (3) 営利を主たる目的とする活動ではないこと。
 - (4) 大学公認団体が、その設立目的に従って行う主たる活動ではないこと。
 - (5) 特定ゼミや演習などの学修や研究を目的とした活動ではないこと。
 - (6) 活動期間が複数年度にわたらないこと。
- 2 前項の要件を充足しない場合であっても、給付する価値が高いと判断した活動は、審査の上対象と認めることができる。
- 3 本条第1項第6号にかかわらず、審査の上、目的達成のために必要かつ適切であると判断した活動は、年度を超えた活動期間を認めることができる。

(申請手続き)

第4条 WIL奨励金の受給を希望する学生は、別に定める募集要領に基づき、所定の期日までにプロジェクト内容を記した申請書類を、教務課へ提出しなければならない。

(審査)

第5条 WIL奨励金の対象となるWIL課外活動及び給付額等の審査は、追手門学院大学WIL推進センター委員会(以下「センター委員会」という。)が行う。

- 2 センター委員会は、必要に応じて申請学生及び指導教職員にヒアリングを行うことができる。

(報告)

第6条 センター委員会は、審査結果を大学教育研究評議会に報告しなければならない。

(給付)

第7条 WIL奨励金は、原則として事後清算とし、当該年度の所定の期限までに所定の手続きにより給付するものとする。ただし、当該指導教職員の責任の下、請求書に基づいて事前に給付することができる。

- 2 WIL奨励金は申請目的以外に使ってはならない。ただし、やむを得ない場合には、事前相談のうえ、所定の手続きを経てセンター委員会の許可を得るものとする。
- 3 WIL奨励金以外に地方公共団体等の補助金等がある場合は、趣旨が重複する予算項目については、当該申請額を給付対象より除外するものとする。
- 4 給付決定後、申請計画の変更又は中断の必要性が生じた場合は、センター委員会において再審査の上、計画変更又は中断及び中断までにかかった活動費の給付を認めることができる。

(執行)

第8条 WIL奨励金の執行については、学校法人追手門学院の定める学内規程に従うものとする。

(活動報告発表)

第9条 WIL奨励金の給付対象に認められたWIL課外活動を申請した学生は、本学の指定した方法により、その活動内容等を発表しなければならない。

(活動の終了又は中断)

第10条 WIL奨励金の給付対象となるWIL課外活動が終了又は中断した場合は、申請学生は、次の各号に定める報告書を作成し、当該指導教職員を経由して、所定の期日までに教務課に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 証憑類を添付した決算報告書

(活動の中止)

第11条 WIL課外活動において、不正な活動が認められた場合は、当該指導教職員は直ちにセンター委員会に届け出るものとする。

- 2 WIL課外活動において、不正な活動が認められた場合は、センター委員会で審議の上、活動を中止させることができる。また、奨励金の給付が不適当と認められる場合には、センター委員会で審議の上、奨励金の全額又は一部の返還を遡って求めることができる。

(事務所管)

第12条 WIL奨励金に関する事務は、教務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2020年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。